

が成立し、地域や職場における次世代育成支援対策を推進することとしている。20年2月には、保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、20年度からの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。このため、20年度には、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための「安心こども基金」を都道府県に創設した。

さらに、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について検討を行っている。

なお、平成18年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が成立し、同年10月から、就学前の子どもに対して教育、保育及び子育て支援を一体的に提供する施設を都道府県が認定する「認定こども園」制度が始まった。20年4月1日現在、全国で229件の認定が行われている。

文部科学省と厚生労働省が平成20年3月に実施した地方公共団体、施設、保護者に対する認定こども園制度に係る実態調査によると、施設を利用している保護者の8割近く、認定を受けた施設の9割以上が認定こども園を評価している。一方、施設や地方公共団体からは、財政的支援が十分ではない、会計処理の簡素化が必要などの課題も指摘されている。

これを受けて、①認定こども園に対する、幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな財政措置、②平成20年7月に文部科学省及び厚生労働省の両省局長級検討会で取りまとめられた、会

計処理の改善や制度の普及啓発などの改善方策に基づいた運用改善に取り組んでいる。あわせて、平成20年10月に内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、①財政支援の充実、②二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などへの対応などの認定こども園における課題について議論を進め、平成21年3月に報告を取りまとめた。

（7）地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定を支援している。

なお、平成20年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、698（38.4%）であり、前回18年10月1日時点調査の422（23.0%）から15.4%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1,115（61.4%）となった。

③ 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会対策大綱において、次のような方針を明らかにしている。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生き